

広島県避難所開設・運営訓練手引き
「避難所開設の流れ」教材

避難所開設の流れ

地震災害と風水害 避難所開設の流れの違い

- まずは「地震災害」と「風水害」のときの避難所開設の流れの違いについて説明します。

「地震災害」と「風水害」
避難所開設活動の流れの違い
わかりますか？

- 参加者の皆さんに、「地震」のときと、「風水害」のときの、避難所開設の活動の流れの違いを知っているかどうか、問い合わせましょう。
- 2～3人ほど、意見を聞いてみましょう。

※ご存じない人が多いので、知らなくても恥ずかしくないことを伝え、フォローしましょう。

「地震災害」と「風水害」避難所開設活動の違い

4



【説明内容】

- 左側が地震災害のときの、避難所開設の流れを整理した図です。
- 右側が、風水害のときの、避難所開設の流れを整理した図です。

【左側の図の上から説明】

- 「地震」のときは、避難所となる建物に被害があるかもしれませんので、すぐには開設できません。
- まずは建物の安全点検を行います。
- それから、安全であることを確認したうえで、開設の判断をします。
- 開設の判断をして、避難所の鍵が閉まっていれば、開けます。
- それから避難所で避難者を受け入れるための利用準備をします。
- そして避難所を開設し、避難者を受け入れます。

【右側の図の上から説明】

- 「風水害」のときは、災害が発生する前に避難所を開設することが基本となります。
- まず市町から避難所開設の指示があり、それにしたがって、避難所を開設していきます。
- 災害が起きる前なので、安全点検は行わず、建物の鍵が閉まっていれば、

開けます。

- ここからは、地震のときと同じになります。
 - 避難所で避難者を受け入れるための利用準備をします。
 - そして避難所を開設し、避難者を受け入れます。
-
- 違うところは、黄色で示したところです。
 - 「地震」の場合は、災害発生後に避難所を開設することになるので、避難所にも被害が発生している可能性があります。
 - 被害があり、安全ではないかもしれない施設に、避難者を受け入れるわけにはいけません。
 - そこで、まずは避難所となる建物の安全点検を行い、避難所として開設できるかどうかを判断する、という流れが必要になります。
-
- 「風水害」の場合は、災害発生前に避難所を開設することになるので、安全点検や開設可否の判断は不要です。
 - 開設の指示があれば、すぐに鍵をあけて、避難者受入れのための利用準備を行います。

施設の安全点検と開設可否の判断

5

【標準版】避難所開設アクションカード（地震編）p2～6 （大雨時編）p1

避難所運営組織等で、避難者への呼びかけと施設の安全点検の役割分担を行う

避難者への待機の呼びかけ

- 避難者役に対し、待機の呼びかけを実施

施設周辺及び建物外観の点検

- 様式をもとに建物の外観チェック
- 結果を市町職員・施設管理者に報告

- 避難者への対応を実施

施設の開錠

- 避難所の開錠

- 避難者への対応を実施

施設内部・設備の安全点検

- 様式をもとに建物の内観チェック
- 結果を市町職員・施設管理者に報告

- 避難者への対応を実施

避難所開設決定に関する確認

- 安全確認を踏まえ、市町職員・施設管理者による建物の使用可否の判断

受入れ場所やスペース等の整備

【説明内容】

- では、避難所開設の活動の流れを細かく見ていきましょう。
 - まずは、施設の安全点検と開設可否の判断についてです。
 - これは地震災害のときだけに行う活動です。
 - まず、すでに避難者が来ている、あるいは安全点検中に避難者が来て、中に入ろうとするかもしれません。
 - そのため、避難者に待機を呼びかけます。また、必要に応じて、毛布がほしい、水がほしいなど、避難者の要望に対応します。
 - それと同時に、様式をもとに、避難所となる建物の安全点検を行います。
- ※「建物の安全点検様式」を示す
- 建物の安全点検は、「外部」と「内部」の点検を行います。
 - まずは「外部の状況」について、各質問に対して確認を行い、A、B、Cの該当する項目に○をつけていきます。
 - 施設周辺や外観の確認が終わったら、市町職員や施設管理者等に報告し、安全が確認できれば、鍵を開けて、中に入れます。でも、まだ避難者は、待機してもらいます。
 - 次に「建物の安全点検様式」の「内部の状況」や「その他の状況」につい

て、各質問に対して確認を行い、A、B、Cの該当する項目に○をつけます。

- このとき、必要に応じて、設備等の応急措置や危険箇所への立入禁止措置を行います。
- また、避難所レイアウト図をもとに、あらかじめ決められている避難者の立入禁止場所と、危険な場所に、立入禁止措置を行います。

(立入禁止場所の例として、学校であれば職員室、公民館等であれば事務室など、平時の業務時の書類等が置いてある場所。また壁や天井がはく落しているなど、危険な場所)

(立入禁止場所については、事前に調整しておきましょう)

- そして、内部の確認が終わったら、市町職員や施設管理者等に報告し、避難所の開設の可否について、判断してもらいます。
- ここで、避難所を開設する、ということになれば、避難所の利用準備を行います。
- 避難者への待機の呼びかけは、引き続き行います。

施設の安全点検と開設可否の判断：事例

6



避難者対応・施設の安全点検例
(熊野東防災交流センター)

【説明内容】

- こちらは、熊野町の熊野東防災交流センターでの実際の避難所訓練の様子です。
- 左側は避難者への待機の呼びかけや対応をしているところです。
- 右側は建物の内外の安全点検をしているところです。

避難所施設の利用準備

7

【標準版】避難所開設アクションカード（地震編）p7 （大雨時編）p2

避難所運営組織等で、避難所施設の利用準備の役割分担を行う

避難者への待機の呼びかけ

- 避難者役に対し、待機の呼びかけを実施

受付の設営

- レイアウト図をもとに、受付を設営

- 避難者への対応を実施

避難者受入れスペース等の設置

- レイアウト図をもとに、避難者の受入れスペース等の確認、整備

- 避難者への対応を実施

避難所案内板の設置

- 避難所の開設を示す案内板等を設置
- 待機している避難者に開設を周知

避難者の受付対応

【説明内容】

- ここからは、「地震災害」と「風水害」とで、共通する活動になります。
- 避難者に対しては、引き続き待機を呼びかけ、必要に応じて、毛布がほしい、水がほしいなどの要望に対応をします。
- それと同時に、避難所施設の利用準備を行います。

※避難所レイアウト図を示しながら説明

- 避難所レイアウト図をもとに、受付の設置場所を確認し、受付を設置します。
- 次に、避難所レイアウト図を見て、避難者を受け入れるスペース（一般避難者用スペース、要配慮者用スペース等）を確認しましょう。
(今日はレイアウト図で確認するのみ)
- また、これらの準備ができましたら、避難所開設を示す案内板や垂れ幕等を設置するとともに、待機している避難者に、避難所開設を周知して、避難者を受け入れていきます。

避難所施設の利用準備：事例

8



避難所の受付設置・避難所開設の案内例
(熊野東防災交流センター)

【説明内容】

こちらは、先ほどと同じく、熊野町の熊野東防災交流センターでの訓練の様子です。

- 左側は受付の設置の様子です。
- 右側は避難所開設の案内の様子です。

避難者の受付・誘導

9

【標準版】避難所開設アクションカード（地震編）p7～10 （大雨時編）p3～5

避難所運営組織等で、避難者の受付・誘導等の役割分担を行う

避難者の誘導

- 受付を済ませた避難者に、適切な場所への案内・誘導を行う

避難者の受付対応

- 避難者に、登録票に記入してもらう

避難者状況のとりまとめ

- 登録票をもとに、避難者名簿を作成
- 避難者状況を市町に報告

備蓄物資の配布

- 必要に応じて避難者に物資を配布
- 緊急に必要な物資等は市町に連絡

避難所運営

【説明内容】

- ここも、「地震災害」と「風水害」とで、共通する活動です。
- 避難者に対して受付を行い、適切なスペースへと誘導します。
- 受付では、避難者に「避難者カード」に記入してもらう
※「避難者カード」「避難所レイアウト図」を示しながら説明する
- 避難者カードには、名前や性別、年齢のほか、生活する上でどんな配慮が必要になるかなどについても、記入する欄があり、世帯ごとに記入してもらいます。
- この避難者カードをもとに、どういう人が、何人いるかを把握して、適切に対応、支援していくことが重要になります。
- それから、受付をすませしたら、避難所のレイアウトに合わせて、避難者を誘導します。
- 特に配慮が必要なければ、一般の避難者スペースに、要配慮者の場合は要配慮者スペースに、乳幼児がいれば、乳幼児用のスペースに案内するなど、適切な場所に誘導します。
- 次に、避難者名簿の作成です。
※「避難者名簿」を示しながら説明します。

- 避難者の受付・誘導がひと段落したら、避難者名簿を作成します。
- 避難者名簿は、避難者の一覧表で、様式を用いて、避難所利用者登録票をもとに、作成していきます（PCで作成してもよいです）。
- 続いて、避難者状況の確認・報告です。
- 名簿を作成したら、避難者の数や、緊急に対応が必要なことなどを、市町災害対策本部に連絡して、報告します。
- また、避難者に食料や水、毛布など、必要に応じて備蓄物資を配布します。
- 緊急に必要な物資が、備蓄物資になければ、市町災害対策本部に連絡し、調達を依頼します。
- そして、避難者の自宅が被災するなどして、生活できない、避難所生活が長期化する、ということになれば、避難所運営を行っていくことになります。

避難所施設の受付・誘導：事例

10



避難所の受付・誘導例
(中通地域交流センター)

【説明内容】

- 竹原市の中通地域交流センターでの訓練の様子です。
- 左側は避難者の受付の様子です。
- 右側は避難者の誘導の様子です（要配慮者を誘導中）。
- 以上が、避難所開設の流れの説明になります。

質疑応答

【質疑応答】

- 市町職員や施設管理者なども含め、応答できる人が説明します。